

3 必要書類

- (1) 申込書一式（借入申込書、信用保証委託契約書、個人情報の提供に関する同意書等）
- (2) 公的書類（納税証明書、商業登記簿謄本(1ヶ月以内、個人は住民票抄本)、印鑑証明書(3ヶ月以内)）
- (3) 決算書又は確定申告書(※)、その他個別に必要な書類 (※)NPO法人は事業報告書等

4 保証料率について

- (1) 県制度融資の保証料率は、一部県が負担しており、一般的な料率から割引した料率となっています。
- (2) 料率が9区分（リスク考慮型信用保証料率）に分かれている資金の場合、中小企業者の財務内容等に応じて適用区分が異なります。詳しくは信用保証協会にお問い合わせ下さい。
- (3) 割引制度の適用がある場合は、最大0.2%の割引を行います。
- (4) 新規創業資金と緊急経済対策資金「事業承継支援型」の保証料率は、一部信用保証協会の負担により、割引した料率となっています。（「事業承継支援型」の割引は平成35年3月末まで）

【保証料率区分（リスク考慮型信用保証料率）について】

財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、下表の9区分のいずれかに区分されます。

なお、セーフティネット保証等一部の保証は、固定料率が適用され、リスク考慮型信用保証料率は適用されません。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有対象外保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

5 問い合わせ先

◎中小企業振興資金に関すること		
県商工部中小企業振興課金融係	福岡県庁7階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3424
◎エネルギー対策特別融資に関すること		
県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室	福岡県庁9階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3148
◎環境保全施設等整備資金融資に関すること		
県環境部循環型社会推進課リサイクル係	福岡県庁3階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3372
◎保証制度・保証料率等に関すること		
【福岡県信用保証協会】		
本所営業部	福岡市博多区博多駅南2-2-1	(092)415-2601
大濠支所	福岡市中央区黒門2-28	(092)734-5923
北九州支所	北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館4階	(093)551-2634
久留米支所	久留米市日吉町24-24	(0942)38-1022
筑豊支所	飯塚市吉原町6-12 飯塚商工会議所ビル5階	(0948)22-3585
大牟田支所	大牟田市不知火町1-3-4 太陽生命大牟田ビル6階	(0944)52-6011
◎ふくおかサポート会議（経営改善計画策定及び実行等）に関すること		
福岡県信用保証協会 保証統括部経営支援統括課	福岡市博多区博多駅南2-2-1	(092)415-2604
◎福岡県中小企業技術・経営力評価制度に関すること		
福岡県ベンチャービジネス支援協議会 ベンチャーサポートセンター	福岡ビル4階 (福岡市中央区天神1-11-17)	(092)725-2729
◎経営革新計画に関すること		
県商工部新事業支援課	福岡県庁7階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3449
◎各種専門家派遣に関すること		
(公財)福岡県中小企業振興センター	中小企業振興センタービル6階 (福岡市博多区吉塚本町9-15)	(092)622-5432

平成30年度

中小企業融資制度のしおり

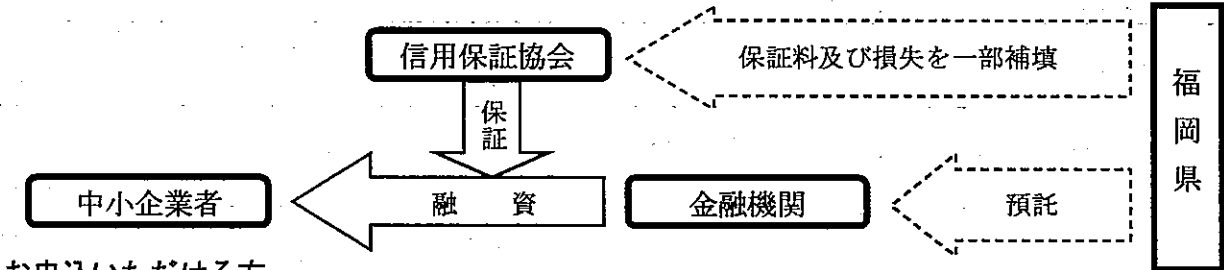
《平成30年度の主な制度改正等》

- (1) 融資の対象となる要件を追加しました。
 - ①大規模な経済危機、災害等の影響により中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に、売上高が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者
 - ②経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた中小企業者及びその代表者
- (2) 融資限度額を引き上げました。

さらなる資金繰り円滑化のため、融資限度額を下記のとおり引き上げました。

 - 新規創業資金
 - ・シニア創業型 500万円 → 1,000万円
 - ・支援創業型 1,500万円 → 2,000万円
 - 小規模事業者振興資金(小口零細企業保証型) 1,250万円 → 2,000万円
- (3) 返済条件緩和措置を平成31年3月31日まで延長しました。
 - ・元金返済の一時的な猶予 最長3年
 - ・上記に合わせた返済期限の延長 最長3年

1 県制度融資のしくみ



2 お申しいただける方

- (1) 原則、県内に事務所があり、事業を営んでいる中小企業者（個人、法人、組合等）であること。
- (2) 福岡県信用保証協会の保証対象業種であること。（農林漁業（一部を除く）、金融・保険業（保険代理店を除く）、サービス業の一部などは対象となりません。許認可等が必要な業種は、その許認可等が必要です。）
- (3) 直近1事業年度分の県事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納していること。
- (4) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止から2ヵ年を経過している（第1回不渡り又は電子記録債権が支払不能となって6ヵ月を経過しているものを含む）こと。
- (5) 保証協会の保証付融資を受けている方又はその保証人について、延滞等の債務不履行がないこと。
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。

福岡県

平成30年度福岡県中小企業融資制度一覧表

◇中小企業振興資金 (注) NPO法人も、原則対象に含まれますが、一部対象外となる場合があります。

(平成30年4月1日現在)

区分	制度名	融資対象	用途	融資条件					申込場所	指定金融機関
				限度額	年率	期間	保証料率(注1)	担保・保証人(注2)		
経営の支援	1 緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④再生支援協議会の2次支援を受けた者 ⑤東日本復興緊急保証認定者 ⑥緊急経済対策資金の残高を有する者 ⑦原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑧危機関連保証認定者	運転資金 設備資金 (設備は融資対象②④⑧⑨⑩の場合のみ)	1億円以内 (⑧は①~⑦、⑨、⑩とは別枠)	融資対象①~⑤、⑦、⑧ 1.30% 融資対象⑥ 1.40%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%~1.62%	担保: 必要に応じて徵求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要 (⑩の代表者個人の場合の保証人は、認定を受けた中小企業者)	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行)福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・親和・十八・肥後・熊本・宮崎・西京・佐賀共栄・伊予・広島・大分・豊和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
	経営改善支援型	⑨経営改善計画を策定し、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組み、その実行と進捗を金融機関に報告する者	5,000万円以内 (①~⑧、⑩とは別枠)	1.10%	運転5年以内 設備7年以内 保証付融資借換 10年以内 (据置1年以内)	0.25%~1.47%				
	事業承継支援型	⑩経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者 ※認定を受けた者が会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人は対象外	1億円以内 (①~⑨とは別枠)	1.40%	10年以内 (据置2年以内)	0.15%~1.52% (注3)				
事業の開始	2 新規創業資金	新規創業する個人又は会社(創業後1年未満の者を含む) ・勤務した企業と同一の業種の事業を新たに開始しようとする者 ・特許等の技術、法律に基づく資格を生かし、創業する者 ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金 設備資金	2,000万円以内 ①創業前の個人は原則自己資金の範囲内 ②左記カッコ内に該当する者は、必要資金の2/3以内	1.30%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0% (注4)	担保: 不要 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	商工会議所 商工会	(銀行)福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・親和・十八・肥後・熊本・宮崎・西京・佐賀共栄・伊予・広島・大分・豊和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
	シニア創業型	55歳以上の者	1,000万円以内	1.20%						
	支援創業型	認定特定創業支援事業による支援を受けた者 ※NPO法人は対象外	2,000万円以内							
経営革新等	3 経営革新支援資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業等経営強化法に基づき、知事の承認を得た者 ③地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 ④FVMソリューション企業、ISOソリューションの取得を図る者 ⑤1年以内に常用雇用者を1名以上雇用する計画を有する者 ※NPO法人の場合、②及び③は対象外	運転資金 設備資金	1億円以内	1.40%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0.25%~1.62%	担保: 必要に応じて徵求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・親和・十八・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
	成長企業支援型	福岡県中小企業技術・経営力評価制度を利用した者	1億円以内 (①~⑤とは別枠)	1.10%						
	地域連携支援型	地域中小企業支援協議会において重点支援を受けるもの								
自動車産業	4 自動車産業振興資金	①自動車産業に対する取引拡大を図る者 ②新たに自動車産業への参入を図る者	運転資金 設備資金	1億5,000万円以内	1.40%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0.25%~1.62%	担保: 必要に応じて徵求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・親和・十八・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
アジア貿易	5 アジアビジネス展開支援資金	①アジア向け新製品の開発・製造を行う目的で設備投資等を行う者 ②直接海外との取引の推進を行う者等	運転資金 設備資金	1億円以内	1.40%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%~1.62%			
現地借入保証型	外国法人(新たに設立されるものを含む)の経営を実質的に支配していると認められる国内の中小企業者等 ※NPO法人は対象外	外国法人の外国銀行等からの借入金 は事業資金に限る		信用状発行保証料率 0.90%以下 (金融機関所定)	1年以内 (更新可)					
通常の事業に必要な方	6 小規模事業者振興資金	従業員20人(商業・サービス業は5人(注5))以下の小規模企業者	運転資金 設備資金	運転資金5,000万円以内 設備資金8,000万円以内	1.40%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%~1.62%	担保: 必要に応じて徵求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	商工会議所 商工会 指定信用金庫 指定信用組合	(銀行)福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・親和・十八 指定信用金庫、指定信用組合
	小口零細企業保証型	①従業員20人(商業・サービス業は5人(注5))以下の小規模企業者 ②当該申込を含め保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以下の者 ※NPO法人は対象外	2,000万円以内	0.30%~1.75%			担保: 原則不要(注6) 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要			
	7 長期経営安定資金	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金 設備資金	1億円以内	5年以内:1.50% 5年超:1.80% (設備5年超:1.60%)	10年以内 (据置2年以内)	0.25%~1.77%	担保: 必要に応じて徵求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・親和・十八・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
	8 短期運転資金		運転資金	3,000万円以内	1.40%	1年以内	0.25%~1.67%			

- (注1) 責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内(長期経営安定資金は1.85%以内)となる場合があります。(2) 新規創業資金を除く
 (注2) 法人の場合、取扱金融機関が信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている等の要件に該当する場合は、保証人が不要となる場合があります。
 (注3) 平成35年3月未定となります。
 (注4) 他の資金や、新規創業資金のうち保証料率「0%」が適用されたもの以外を借換する場合、1.01%以内(創業後で決算到来済の方は1.76%以内)となる場合があります。
 (注5) 宿泊業及び娯楽業の場合は20人以下。
 (注6) 担保を供する事が借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定する事ができます。
 (注7) 担保を供する事が借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定する事ができます。

★詳しくは、県のホームページをご覧ください。
 (掲載場所) 県庁トップ→しごと・産業→中小企業→中小企業融資制度→平成30年度福岡県中小企業融資制度のご案内
 ★商工会議所・商工会へのお申込みは、事業所所在地の商工会議所・商工会で行ってください。

◇エネルギーの効率的利用、再生可能エネルギー等 (注) NPO法人も、対象に含まれます。

制度名	融資対象	用途	融資条件					申込場所	問い合わせ先	指定金融機関
			限度額	年率	期間	保証料率	担保・保証人			
エネルギー対策特別融資	①省エネ設備(注7) ②再エネ設備(注8) ③コージェネレーション、エネルギー・マネジメントシステム、蓄電池 ④建築物の省エネ改修(注9) ⑤水素ステーション等	設備資金 (県内での導入・改修)	1億円以内 (②、⑤は2億円以内)	10年以内1.10% 10年超 1.30%	10年以内 (②、⑤は15年以内) (いずれの場合も据置2年以内)	0.13~1.62% (注10)	担保: 必要に応じて徵求 保証人: 原則として、法人は代表者のみ個人は不要	指定金融機関	県庁9階(企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室) (092)643-3148	詳細は左記にお問い合わせください。

(注7) エネルギー効率の高い製造設備を含みます。(注8) 発電目的の発電設備を含みます。(注9) 改修前と比較して概ね10%以上の省エネ効果が見込まれることが必要です。(注10) 融資対象により異なります。また、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内となる場合があります。

◇公害防止、低公害車の導入等 (注) NPO法人は、対象外です。

制度名	融資対象	用途	融資条件					申込場所・問い合わせ先	指定金融機関
			限度額	年率	期間	保証料率	担保・保証人		
環境保全施設等整備資金融資	・公害防止施設 ・PCBの処理 ・廃棄物の資源化、再生利用施設・ノンフロン製品 ・ハイブリッド自動車、電気自動車等	設備資金等	4,000万円以内	1.10%	10年以内※ (据置1年以内)	0.25%~1.90%	担保: 必要に応じて徵求 保証人: 法人は代表者のみ個人は不要	県庁3階(環境部循環型社会推進課リサイクル係) (092)643-3372	福岡銀行、西日本シティ銀行 筑邦銀行、福岡中央銀行

※融資額が1,000万円未満の場合は7年以内(注)本融資は、表面の記載内容で一部適用されない項目があります。詳しくは、県庁循環型社会推進課までお問い合わせ下さい。